

1 . 件名 : 「日本原燃(株)MOX施設の新規制基準適合性に関するヒアリング
(3 6 0)」

2 . 日時 : 令和 2 年 9 月 1 4 日 (月) 1 3 時 3 0 分 ~ 1 7 時 3 5 分

3 . 場所 : 原子力規制庁 1 0 階会議室 (TV 会議により実施)

4 . 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、建部主任安全審査官、上出安全審査官、田尻安全審査官、河原崎安全審査専門職、藤原安全審査専門職

日本原燃(株)

高松 理事 燃料製造事業部 副事業部長 他 1 6 名

5 . 要旨

(1) 日本原燃株式会社 (以下「日本原燃」という。) から、令和 2 年 8 月 3 1 日の審査会合 (1) での原子力規制庁からの指摘事項への対応状況について、当日提出資料及び令和 2 年 9 月 1 1 日の提出資料 (2) に基づき、令和 2 年 9 月 1 0 日のヒアリング (3) に引き続き説明を受け、原子力規制庁から、以下の点について説明するよう求めた。

全般

- ・ 閉じ込めに係る設計方針等について、内容の整合がとれていない点、規則要求との関係が不明確な点等が見受けられるので、改めて整理すること。

重大事故等対処施設 (重大事故等対処設備)

- ・ 重大事故等対処設備に共通する設計方針を、各条の設備の設計方針へ展開する際の考え方が整理されていない箇所が見られるので、対応状況を確認して整理すること。

重大事故等対処施設 (技術的能力)

- ・ 手順の概要について、監視測定又は緊急時対策所の手順から通信連絡の手順を引用する際の記載方針を整理すること。
- ・ 対策を講じる要員の記載方針を整理すること。

(2) 日本原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6 . その他

提出資料

「核燃料物質加工事業変更許可申請書(M O X 燃料加工施設)の一部補正に対する主要な指摘事項への対応について」

参考

- 1 第368回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合(令和2年8月31日)
https://www2.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/tekigo_usei/nuclear_facilities/20200727.html
- 2 令和2年9月11日の面談
「日本原燃(株)M O X 施設の新規制基準適合性に関する資料提出」
- 3 令和2年9月10日のヒアリング
「日本原燃(株)M O X 施設の新規制基準適合性に関するヒアリング(359)」